

2024（令和6）年1月10日

特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求める意見書

特商法の抜本的改正を求める全国連絡会

私たちは、全国に寄せられる消費生活相談のうち半分以上が特定商取引法（以下「特商法」）の対象分野であることなどから、平成28年改正の際に規定された附則6条に基づく5年後見直しを求める意見書を発表するとともに、その実現のためにさまざまな活動を行ってきました。

その結果今日までに、様々な消費者団体や弁護士会に加え、100を超える地方議会（2024年1月10日現在）から、特商法改正を求める旨の意見書が国に対して提出されるなど、法改正を求める声が各方面から続々と上がっています。

しかし残念なことに、所轄官庁である消費者庁はいまだに改正に向けた検討の場も設けず、改正のめどが全く立っていないという状況にあります。

特商法に関連する消費者被害は、今なお発生し続けており、分野によっては増加しているという現実があります。

私たちは改めて、消費者庁に対し、こうした実情を踏まえ、特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求めます。その際には、少なくとも以下の事項を含めて検討を行うべきです。

- 1 訪問販売・電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること及びその在り方。なお、自然災害後の窮状に乗じた詐欺的リフォーム工事や高齢者を狙った次々販売等の被害が深刻であることに鑑み、食品の宅配・新聞等の低額取引分野については自主規制等での対応とするなどして、より悪質・高額な消費者被害への対応を優先させること。
- 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、消費者被害の予防及び救済のための法的ルールの導入及びその在り方。
- 3 マルチ商法の分野において、現行法すら遵守せず、社会的存在意義を見出しがたい情報商材等を取り扱う事業者を一律に排除するとともに、既存の大手事業者の業務の適正化を確保するため、同分野における参入規制の導入及び規制の在り方。

以上